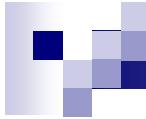


我が国の経済連携協定 (EPA)の概要

2015年12月21日

函館税関 業務部長
中村 三一



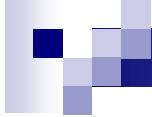


目次

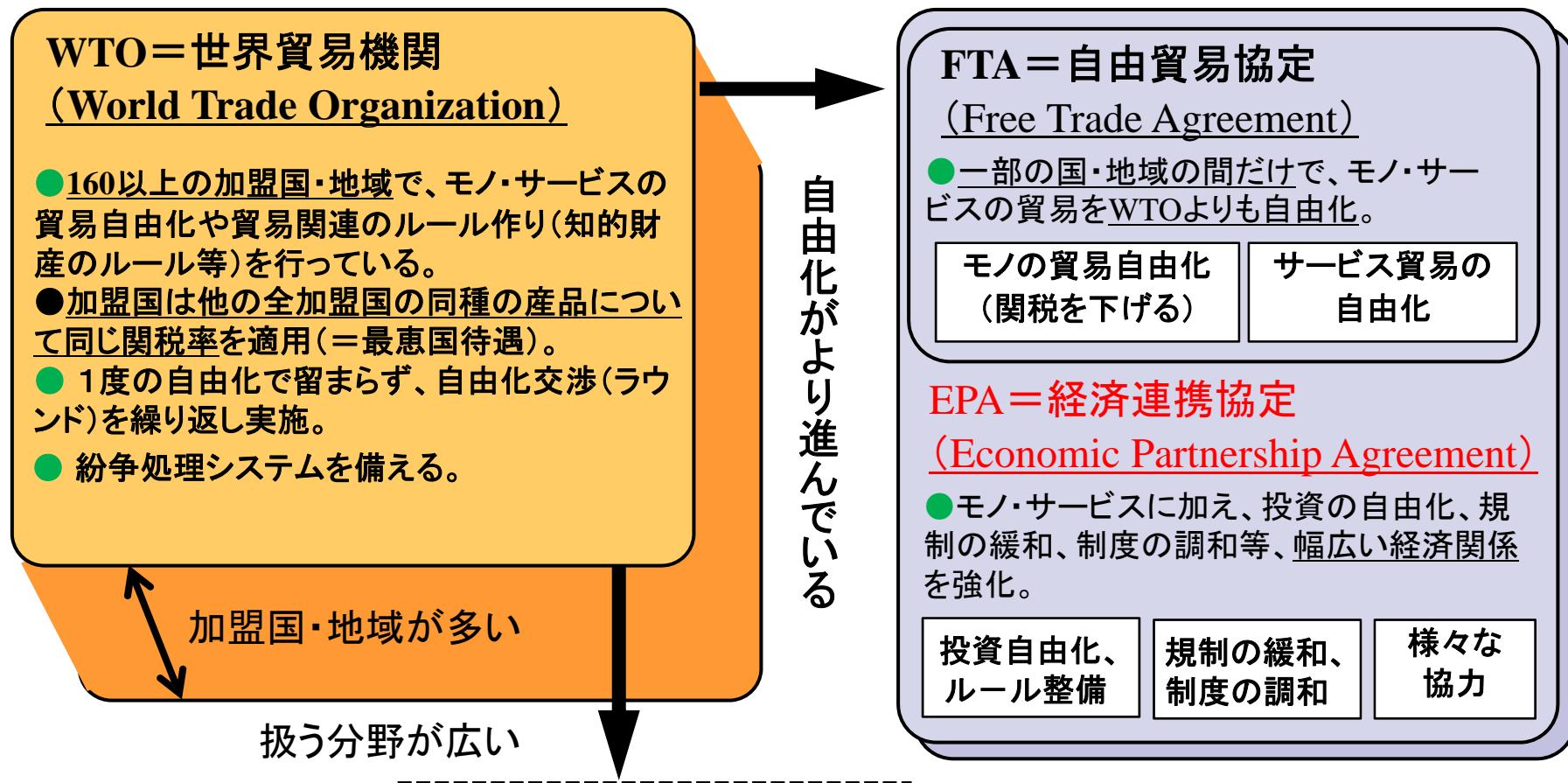
1. EPAって何？
2. 日本はどの国とEPAを結んでいるの？
3. EPAでどのくらい関税が安くなるの？
4. どうすればEPAを使えるの？



1. EPAって何？

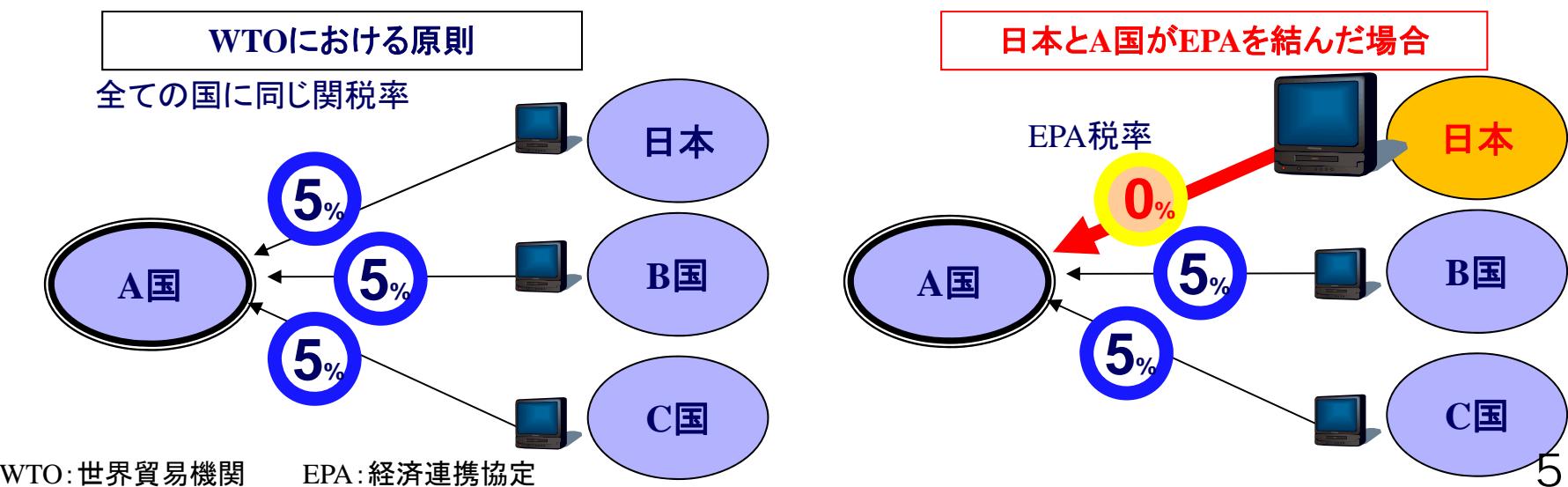
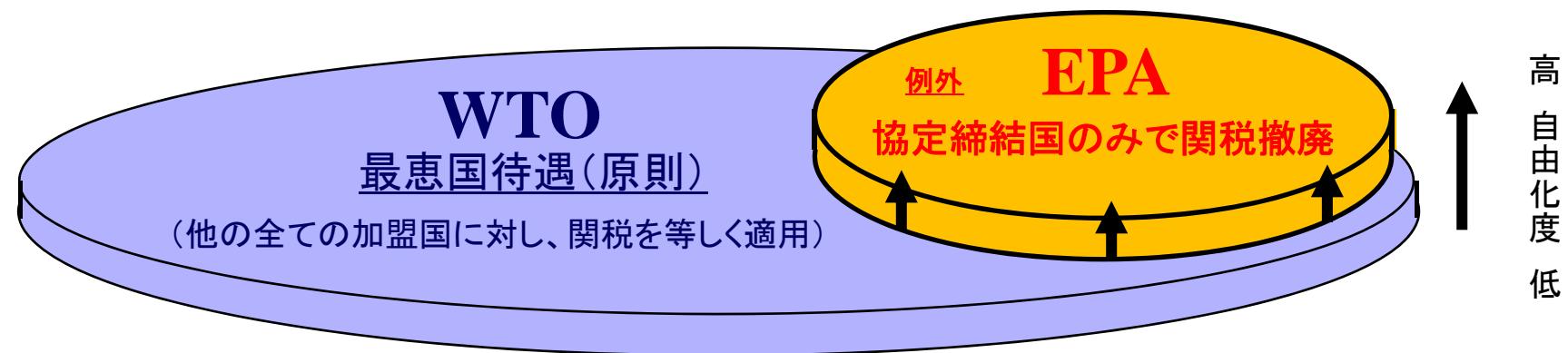


WTOとEPA/FTAの関係



EPA と 関税率

経済連携協定(EPA)では、協定を締結した国同士の貿易について、一般的な関税率よりも**低い関税率を適用**することが認められています。(WTOの下での一般的な関税の取扱いの例外)



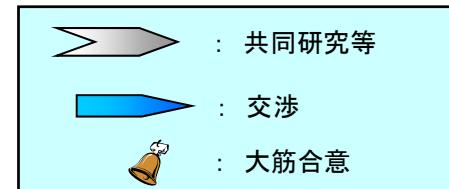
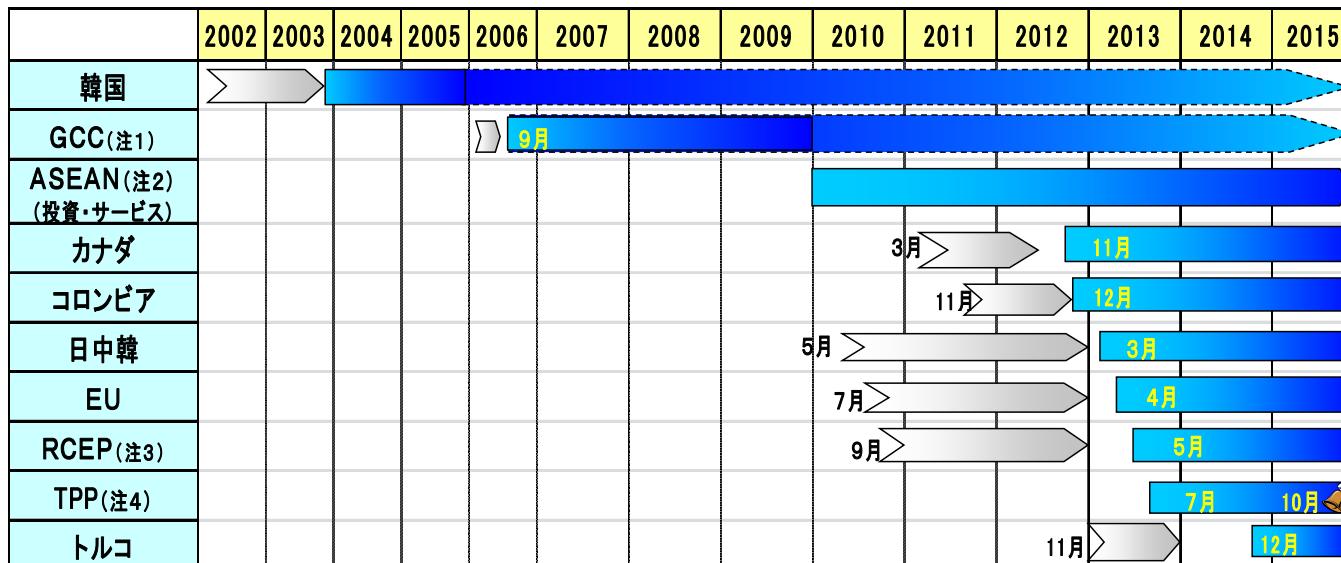


2. 日本はどの国とEPAを
結んでいるの？

我が国のEPA

日本は、2002年に発効した日シンガポールEPA以降、これまで**14のEPA**を発効

各国とのEPAの進捗状況



(注1)GCC(湾岸協力理事会)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)；2009年以降、交渉延期

(注2)ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注3)RCEP(東アジア地域包括的経済連携)：ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)

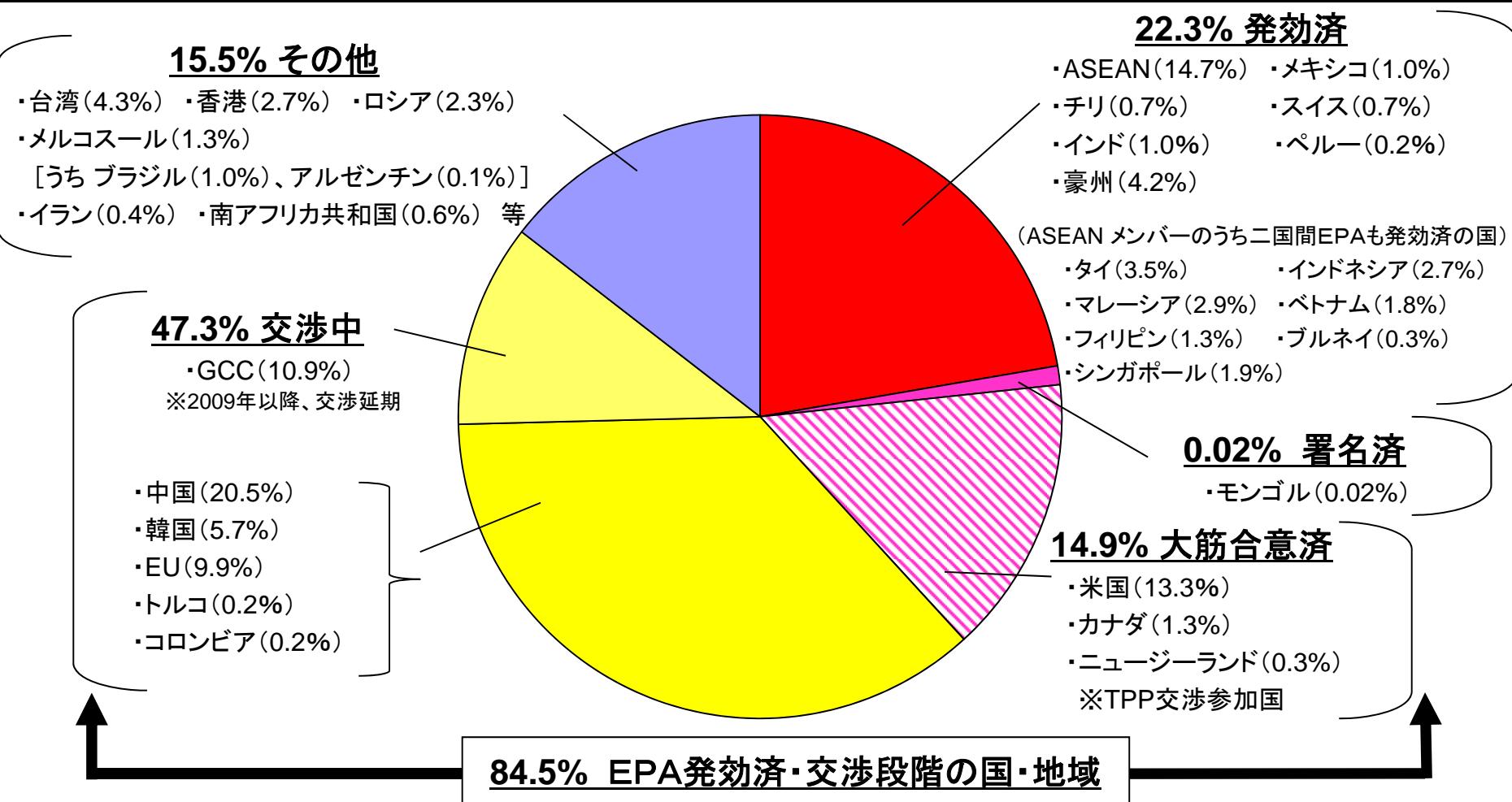
(注4)TPP(環太平洋パートナーシップ)：豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、メキシコ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム(計12か国)

※発効又は署名済みEPA

シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)	ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効
メキシコ	2005年 4月発効 (2012年4月改定)	フィリピン	2008年12月発効
マレーシア	2006年 7月発効	スイス	2009年 9月発効
チリ	2007年 9月発効	ベトナム	2009年10月発効
タイ	2007年11月発効	インド	2011年 8月発効
インドネシア	2008年 7月発効	ペルー	2012年 3月発効
ブルネイ	2008年 7月発効	豪州	2015年 1月発効
		モンゴル	2015年 2月署名 (未発効)

これらの国との貿易について、
EPA税率の適用が可能

日本の貿易総額に占める国・地域別割合



【参考】主要国のFTA比率^(注)(2015年6月現在 発効・署名済のもの)

日本:22%、米国:40%、EU:30%、韓国:62%、中国:30%

(注)FTA比率:FTA相手国(発効済国又は署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典)貿易額は、日本は財務省貿易統計(2014年)、他国はIMF Direction of Trade Statistics(2014年)より作成。



3. EPAでどのくらい関税
が安くなるの？

EPA税率の例

輸出の例

日本からの 輸出先	商品例	通常の税率 (MFN税率)	EPA税率
メキシコ	乗用車	20%	0%
	サングラス	10%	
マレーシア	エアコン	30%	0%
	ギアボックス	25%	
タイ	自転車	30%	0%
	タイヤ	10%	
インドネシア	体重計	5%	0%
	ブルドーザー	10%	
フィリピン	電子レンジ	3%	

表:EPAによって関税が免除される例 (JETROパンフより)

例えば...

EPAを利用して日本からマレーシアに1台5万円のエアコンを200台輸出した場合、

通常の税率(MFN税率)の場合 : $5\text{万円} \times 200\text{万台} \times 30\% = 300\text{万円}$

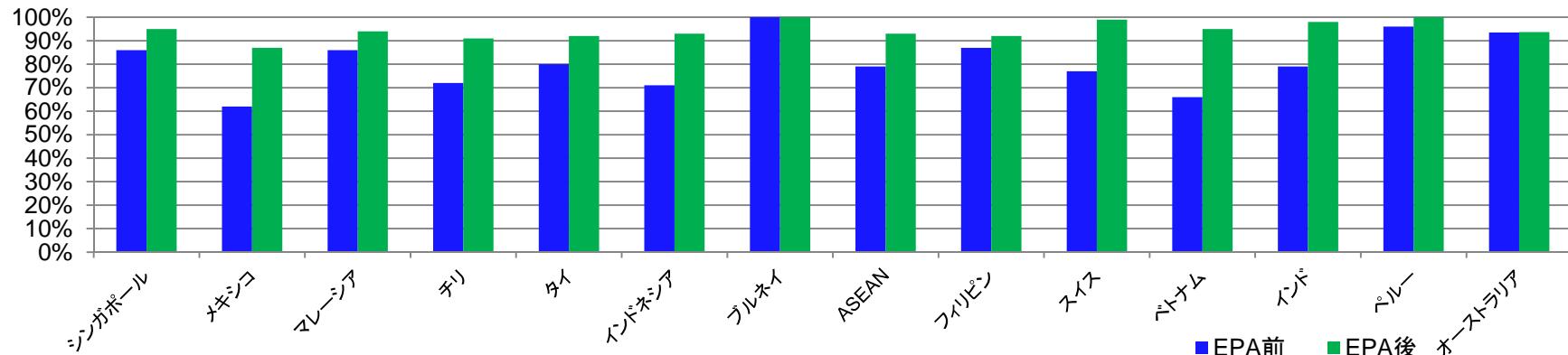
日マレーシアEPA税率を利用する場合 : $5\text{万円} \times 200\text{台} \times 0\% = 0\text{円}$

➡ EPAを利用すると、300万円の関税が免除される。

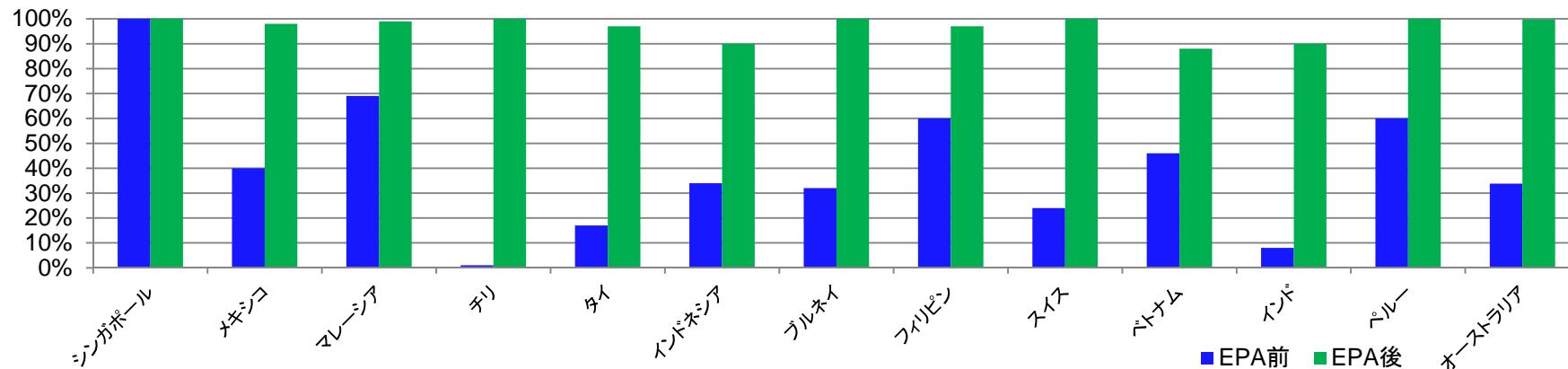
EPAでどのくらい関税が安くなるの？

我が国のEPA締結前後の自由化率(貿易額ベース)

①相手国から日本に輸入する場合の日本の関税の無税化率



②日本から相手国へ輸出する場合の相手国の関税の無税化率



※ EPA後の無税化率は、EPA発効後10年以内の関税撤廃の割合を意味する。

※ EPA前の無税化率は、それぞれのEPA交渉において基準とした一定の時点での関税無税の割合を意味する。



4. どうすればEPAをえるの？

EPA税率の適用を受けるためには

EPA税率の適用を受けるためには、下記①～③の確認や手続が必要になります。

①日本とその国がEPAを締結し、物品が関税引下げ対象となっていること

物品の輸出先が、我が国のEPA締結国である必要があり、さらに、その物品がそのEPAにおいて関税の引下げ対象となっていることが必要です。

②EPAにおける原産品であること

EPA税率は相手国の原産品のみに適用され、そのルール（「原産地規則」）は、EPAごと、品目ごとに定められています。

③輸入する際に、税関に対し必要な手続を行うこと

輸入者が輸入申告の際に、原産品であることを証明した（又は申告する）書類を税関へ提出する必要があります。

（税関ウェブサイト）

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm> （我が国のEPAの協定、原産地規則）

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm> （物品の分類：実行関税率表）

②EPAにおける原産品であること

原産品であるとはどういうこと?
原産地規則とは何?



- EPAにおいては、原産品であるか否かによりEPA税率を適用
- 原産品であるということは、EPA上その国 の「原産性」があると認められること
- 原産地規則とは、そのEPAにおいて原産品であるか否かを判断するためのルール

EPA税率を利用するための手順の概要

①

手順1

- EPAを利用する国を確認する。

①

手順2

- 輸出しようとする产品的HS番号(関税分類番号)を確認する。

①

手順3

- EPA相手国のEPA関税率を確認する。

②

手順4

- 輸出しようとする产品が原产地規則を満たしているかを確認する。

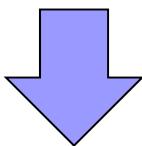
③

手順5

- 輸出しようとする产品が原产品であることを証明した(又は申告する)書類を準備する。

手順2 関税分類番号(HS番号)の確認

そもそも、関税分類番号「HS番号」とは何か？



- HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号
- 関税率の設定、国際貿易統計のために作成された国際的な分類のルール
- 国際ルールの類(2桁)、項(4桁)、号(6桁)と国内細分(我が国は3桁)

手順2 関税分類番号(HS番号)の確認

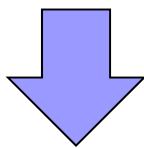
類(2桁)
例: 第96類
項(4桁)
例: 第9608項
号(6桁)
例: 第9608.40
号

第20部 雜品
第96類 雜品

統計番号 番号 H.S. code	品名 Description	
96.08	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉛筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品(キャップ及びクリップを含むものとし、第96.09項の物品を除く。)	
9608.10	ボールペン 1 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	
010	2 その他のもの	
090		
9608.20	フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー	
000		
9608.30	万年筆その他のペン 1 軸又はキャップに貴金属、これを貼り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつこうを使用したもの	
100	2 その他のもの	
200		
9608.40	シャープペンシル 1 軸又はキャップに貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの	
010	2 その他のもの	
090		

手順2 関税分類番号(HS番号)の確認

HS番号は、どうすればわかるのか？



- ・過去に輸出入実績があれば、許可された輸出入申告書に記載されているHS番号を調べる。
- ・税関の『関税率表解説・分類例規』で調べる。

<http://www.customs.go.jp/tariff/kaisetu/index.htm>

- ・輸入者を通じて輸入国の税関に問い合わせる。
- ・近くの税関(関税鑑査官)に問い合わせる。

手順2 関税分類番号(HS番号)の確認

各税関の関税分類担当部門

■ 函館税関業務部関税鑑査官	0138-40-4716
■ 東京税関業務部首席関税鑑査官	03-3599-6366
■ 横浜税関業務部首席関税鑑査官	045-212-6156
■ 名古屋税関業務部首席関税鑑査官	052-654-4139
■ 大阪税関業務部首席関税鑑査官	06-6576-3371
■ 神戸税関業務部首席関税鑑査官	078-333-3118
■ 門司税関業務部首席関税鑑査官	050-3530-8373
■ 長崎税関業務部関税鑑査官	095-828-8669
■ 沖縄地区税關 関税鑑査官	098-862-8692

手順3 EPA税率の確認(輸出)

World TariffSM
HS Number Search

Preferential Duties and Taxes for 8703.90.99 En

仕向け国/輸出先
Mexico

メキシコに自動車(870390)を輸出する場合。

類/部名
87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories

項
8703 - MOTOR CARS AND OTHER MOTOR VEHICLES PRINCIPALLY DESIGNED FOR

テキスト 番号 | リセット Submit

Mexico - Chapter 87 - Vehicles other than railway or tramway rolling-stock, and parts and accessories thereof
[Section Notes](#) [Chapter Notes](#) [End Notes](#)

日本貿易振興機構(JETRO)が契約しているWorld Tariffを使えば、日本に居住している方は、我が国がEPAを締結している国を含む175カ国の関税率を調べることができます(JETROのページからユーザー登録が必要です(無料))。



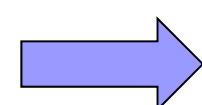
(JETRO 世界各国の関税率)

<http://www.jetro.go.jp/theme/trade/tariff/>

Israel	Free	European Union Trade Agreement
Italy	Free	Israel Trade Agreement
Jamaica	20%	European Union Trade Agreement
Japan <input checked="" type="checkbox"/>	Free <small>12, 50, 60</small> <input checked="" type="checkbox"/>	MFN Applied
Jordan	20%	Mexico-Japan Free Trade Agreement
Kazakhstan	20%	MFN Applied
Kenya	20%	MFN Applied
Uganda	20%	MFN Applied

日メキシコEPAを利用すれば、メキシコにおいて、関税なしで輸入することができる。

手順4 輸出しようとする產品が原產地規則を満たしているかを確認する。



本日のプログラム
「経済連携協定における
原產地規則」



近くの税関(原產地調査官)に問い合わせる。

手順4 輸出しようとする產品が原產地規則を満たしているかを確認する。

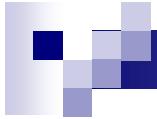
税関の原產地担当部門

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ■ 函館税関業務部原產地調査官: | 0138-40-4255 |
| ■ 東京税関業務部原產地調査官: | 03-3599-6527 |
| ■ 横浜税関業務部原產地調査官: | 045-212-6174 |
| ■ 名古屋税関業務部原產地調査官: | 052-654-4205 |
| ■ 大阪税關業務部原產地調査官: | 06-6576-3196 |
| ■ 神戸税關業務部原產地調査官: | 078-333-3097 |
| ■ 門司税關業務部原產地調査官: | 050-3530-8369 |
| ■ 長崎税關業務部原產地調査官: | 095-828-8801 |
| ■ 沖縄地区税關原產地調査官 : | 098-943-7830 |

手順5 輸出しようとする產品が原產品であることを証明した(又は申告する)書類を準備する。



近くの商工会議所に
問い合わせる。



手順5 輸出しようとする產品が原產品であることを証明した(又は申告する)書類を準備する。

日本商工会議所 特定原產地證明書發給事務所

- 仙台事務所(仙台商工会議所内) 022-265-8126
- 東京事務所(東京商工会議所内) 03-3283-7771
- 横浜事務所(横浜商工会議所内) 045-671-7406

(注)東京事務所及び横浜事務所は判定業務も行っている。

(出所)日本商工会議所HP 特定原產地證明書發給・判定事務所一覧より作成。

○貿易取引全体について

本日のプログラム

→ 「FTA/EPAの活用事例と中小企業の輸出のためのジェトロ支援について」

→ 近くのジェトロに問い合わせる。

■ ジェトロ青森	017-734-2575
■ ジェトロ盛岡	019-651-2359
■ ジェトロ仙台	022-223-7484
■ ジェトロ秋田	018-865-8062
■ ジェトロ山形	023-622-8225
■ ジェトロ福島	024-947-9800

(出所)ジェトロHPより作成。